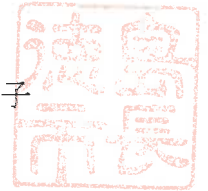


徳島市公告第264号

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により次のとおり公告し、当該計画を公衆の縦覧に供します。

令和5年11月1日

徳島市長 内藤 佐和子



1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積(ha)	経営管理権の 存続期間	備考
集 R5-1	徳島市一宮町 宇和山西山89	76-㍑-14	山林	0.30	令和16年3月 31日まで	
集 R5-1	徳島市一宮町 宇和山西山 90-1	76-㍑-14	山林	0.60	令和16年3月 31日まで	
集 R5-1	徳島市一宮町 宇和山西山 92-2	76-㍑-12	山林	0.02	令和16年3月 31日まで	
集 R5-1	徳島市一宮町 宇和山西山 98-4	76-㍑-3	山林	0.09	令和16年3月 31日まで	

2 縦覧場所

徳島市幸町2丁目5番地 徳島市経済部農林水産課

徳島市ホームページ

3 権利の設定

本公告により、徳島市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。